

議員提出議案第 8 号

県道 2 9 8 号線上「山本学園情報文化専門学校高等課程 3 号館南西横断歩道」
に歩行者信号機設置を求める意見書

地方自治法第 9 9 条の規定により、愛知県安城警察署に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 3 0 日提出

提出者	知立市議会議員	山	田	圭
賛成者	知立市議会議員	杉	山	千 春
	〃		山	口 義 勝
	〃		稲	垣 達 雄
	〃		小	林 昭 弼

提案理由

この案を提出するのは、地域の交通安全上、非常に問題視されている県道 2 9 8 号線上「山本学園情報文化専門学校高等課程 3 号館南西横断歩道」に歩行者信号機を設置することを、愛知県安城警察署に対し強く要望するためである。

県道２９８号線上「山本学園情報文化専門学校高等課程３号館南西横断歩道」に歩行者信号機設置を求める意見書（案）

県道２９８号線上「山本学園情報文化専門学校高等課程３号館南西横断歩道」は、地域の交通安全上、非常に問題視されている横断歩道である。

当該横断歩道では、令和２年１２月１１日に高齢者の人身事故が起きている。また、令和３年５月２７日には知立中学校１年生の生徒が自転車で登校中、安全確認後、当該横断歩道を渡る際、踏切（北）側から来た自動車と接触する交通事故も起きている。当該事故の原因は安全確認をしたものの、横断歩道間近まで車が渋滞しており踏切側からの車が死角となっていたことである。

このような現状から、その解決策として当該横断歩道への歩行者信号機の設置が必要である。

ここで、当該横断歩道が信号機の設置が可能な場所かどうか、信号機設置の指針に照らし合わせてみると、信号機の設置のための必要条件の「自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できること」「歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること」「主道路の自動車等往復交通量が最大となる１時間の自動車等往復交通量が３００台以上であること」「隣接する信号機との距離が１５０メートル以上離れていること」は、調査が必要であるものの該当すると考えられる。残りの「信号灯器を良好に視認できること」については、当該横断歩道付近は南から北行きにかけてカーブになっているため該当しないが、「信号予告灯の設置」で解消できる。

加えて、信号機の設置のための択一条件では、「小中学校の児童や高齢者の交通安全を特に確保する必要があること」は、知立中学校の生徒の登下校や弘法山遍照院の縁日が該当してくると考えられる。さらに、「歩行者の横断の需要が多いと認められ、かつ、道路の自動車交通量が多いため、歩行者が容易に横断できず、直近に立体横断施設がないこと」についても、毎朝何百名もの小中高生や社会人が横断することに鑑みると該当すると考えられる。

よって、当該横断歩道は、信号予告灯が設置できれば、信号機の設置が可能な場所と考えられる。

また、当該横断歩道への信号機設置は近隣住民の願いであり、歩行者信号機設置は歩行者と自動車の通行の分離により自動車側にとっても円滑な通行に有効な手段であると考え、下記の項目を要望する。

記

1. 当該横断歩道に歩行者信号機を設置すること。
2. 当該横断歩道南愛知屋総本店前横断歩道付近に信号予告灯を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

知 立 市 議 会

提出先

愛知県安城警察署長